

告 示

埼玉県告示第千八百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

所沢市

二 都市計画事業の種類及び名称

所沢都市計画公園事業

二・二・七十五号 松戸橋公園

三 事業施行期間

平成三十年十二月一日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県所沢市大字上安松字前屋敷地内

ロ 使用の部分

なし